

コーポレートガバナンス

内部統制

JICAは、業務の有効性・効率性を向上させ、法令等を遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

具体的には、「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進するべく、JICAを代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を整備しています。内部統制の推進状況は日常的にモニタリングし、その結果について定期的に理事会に報告、審議します。

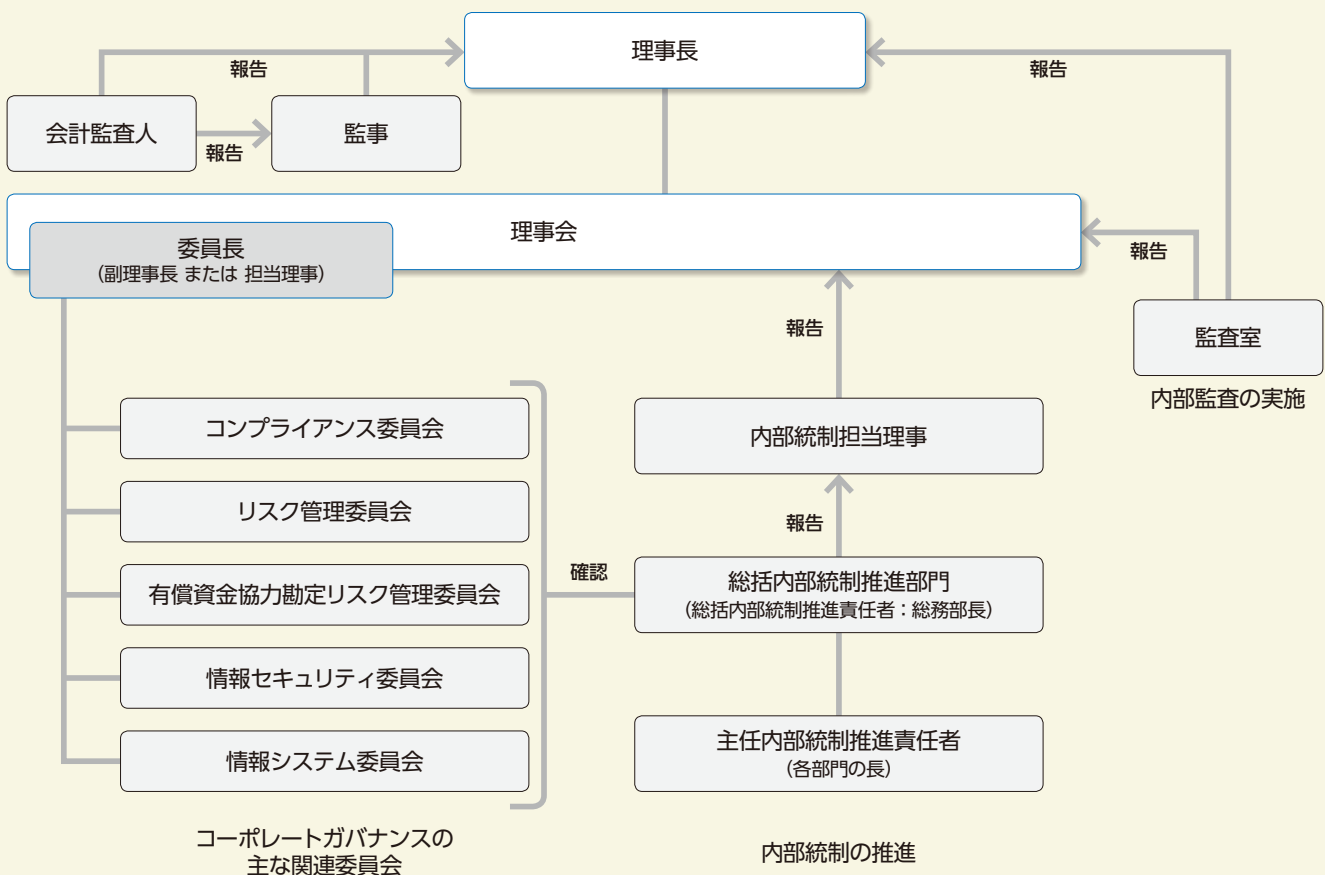
また、独立部門として監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。

さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果をフォローアップすることで、ガバナンスの質を確保しています。

そのほか、内部統制に関する内部規程を整備するとともに、標準的な業務手続きを定めたマニュアル類を整備し、また、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめ・公開することで、内部統制に関する意識向上と取り組み強化に努めています。

重要な内部統制に関連する事項については、委員会を設置し、審議などを行っています。また、法令違反などの早期発見と未然防止を主な目的とし、内部通報受付窓口と外部通報受付窓口を設置し、運用しています。

JICAのコーポレートガバナンス



業績評価

目標・計画策定と業務実績評価の枠組み

「独立行政法人通則法」の規定に従い、JICAは主務大臣（JICAの場合は外務大臣など）が定める中期目標を達成するため、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらに基づき事業を運営しています。また、各年度の終了時と中期計画の終了時には、業務実績を評価します（業績評価）。これらを通じ、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルを確保した効果的・効率的な事業運営を目指しています。

具体的には、JICAは各年度の年度計画の達成状況に関する業績を自己評価し、その結果を主務大臣に提出、公表します。これを受け、主務大臣はJICAの業績を評価し、その結果をJICAに通知、公表します。また、評価結果に基づき、必要に応じてJICAに業務運営の改善を命じることができます。中期目標期間終了時には、主務大臣が、JICAの業務の継続や組織の存続の必要性、業務および組織全般にわたる検討を行い、次期の中期目標に反映させるなど、必要な措置を講じます。

また、総務省独立行政法人評価制度委員会は、客観性確保の観点から、各独立行政法人の主務大臣による目標策定や業績評価の結果、中期目標期間終了時に取られる措置に対して、必要に応じて主務大臣に意見を述べます。

2017年度の業績評価の結果

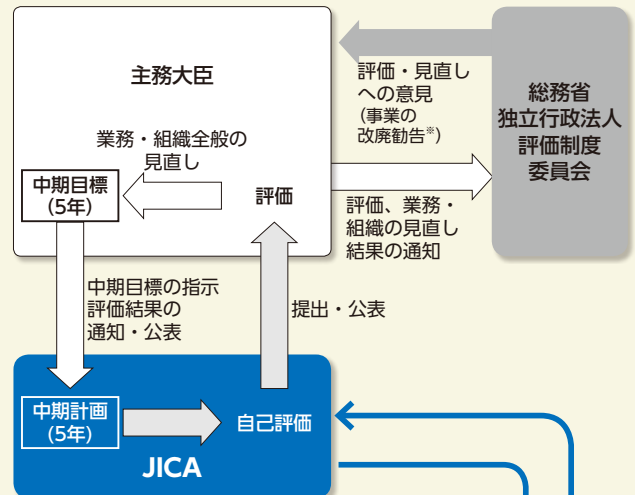
第4期中期計画（2017～2021年度）では、持続可能な開発目標（SDGs）などの国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に示しています。

これらの計画の達成に向けた業務運営を行った結果、第4期中期計画の初年度に当たる2017年度計画に対しては、「全体として概ね中期計画における所期の目標を達成している」と評価されました。なお、2017年度の業績評価で所期の目標を上回る成果を上げたと認められた項目と主な成果は表【P.82】のとおりです。

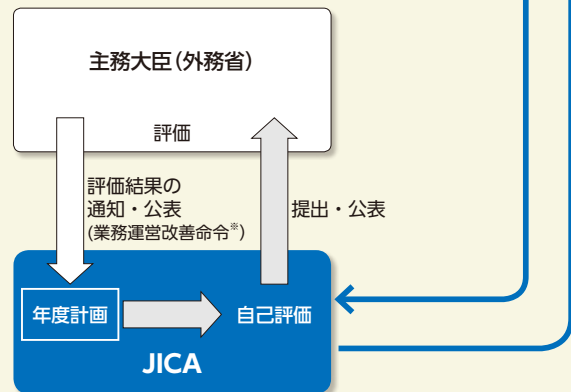
他方、2017年度はJICAの予算執行管理上の問題が生

JICAの業務運営と業績評価の枠組み

中期（5年）の計画・評価サイクル



年度の計画・評価サイクル



※主務大臣評価の結果、事業の改廃勧告や業務運営改善命令がなされることがあります。

じたことにより、「財務内容の改善（項目別評定No.11）」については、「中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める」、「戦略的な事業運営のための組織基盤づくり（同No.9）」および「内部統制の強化（同No.16）」については、「中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する」と評価されました。これらも念頭に置き、JICAでは予算執行管理の抜本的な強化のために、予算執行管理室の創設、理事会を通じたガバナンスの強化、経理事務・事業管理のシステムの改善など、各種取り組みを実施しています。

2017年度の業績評価結果の概要 (S評定・A評定) ※1

項目 (項目別評定No.)	主な成果
S評定 (所期の目標を上回る顕著な成果が得られているとされた項目)	
普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 (No.3)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南アジア初の統一的民法典の成立 (ネパール) ■ ミャンマーのラカイン州からの避難民に対する、保健、給水、インフラなどの分野における包括的支援 ■ 留学制度を活用したシリア難民の受入れ
A評定 (所期の目標を上回る成果が得られているとされた項目)	
開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進 (No.2)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「UHC※2東京宣言」採択への貢献 ■ 持続可能な開発目標 (SDGs) のゴール3に関連する妊婦健診率や新生児ケアなどの各種保健指標改善への貢献 ■ 食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA) の推進
地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 (No.4)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本の機関として初の「緑の機構基金 (GCF)」認証機関に認定 ■ 国連笹川防災賞の受賞、国際社会における防災主流化の促進
地域の重点取り組み (No.5)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 東南アジア地域での東西経済回廊整備、南部経済回廊整備の推進 (物流網の改善、電子通関システムの導入など) ■ 第5回アフリカ開発会議 (TICAD V)、アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ) などの公約達成への貢献
民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 (No.6)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間連携事業を通じた本邦企業の海外展開への貢献 ■ 革新的技術による開発途上国の課題解決の推進 (「インフラ整備技術推進特別枠」、「地域産業集積海外展開推進枠」の新設)
多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化と裾野の拡大 (No.7)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「関西SDGsプラットフォーム」の設置 ■ 地方自治体、NGO等の知見・経験を活用した支援 (モンゴルにおける東アジア初の子どもの保護に関する法律の制定など)
事業実施基盤の強化 (No.8)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「プロジェクト・ヒストリー」※3 (インドのデリーメトロなど) の発刊 ■ メキシコ地震被害、スリランカ豪雨被害への対応
国際的な議論への積極的貢献および国際機関・他ドナー等との連携推進 (No.14)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開発シンクタンク (ブルッキングス研究所、米国戦略国際問題研究所) との共同研究の推進 ■ 国際的議論への貢献 (UHC、栄養、難民など)
人事に関する計画 (No.17)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な人材が活躍できる環境づくりの推進 (「次世代育成及び女性活躍推進に向けた行動計画」の策定など) ■ 執務環境・制度の整備 (サテライトワークの導入、在宅勤務利用の促進)

※1 2017年度の業務実績に対する評価結果を含め、主務大臣によるJICAの業務実績評価の詳細は外務省ウェブサイトから参照できます。

※2 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) は、「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

※3 過去のJICA事業の活動と成果を分析し、インタビューやエピソードなどを取り入れた書籍。

JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、経営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

コンプライアンス体制とリスク管理

JICAは、独立行政法人として、高い社会的責任と公共的使命を有しています。こうした社会的責任と、国民や国際社会からの期待に適切に応えていくとともに、日本を取り巻く環境の変化を踏まえ、法令、内部規程、社会規範に則した透明で公正な業務運営を確保することがますます重要となっています。適正に業務を運営していくうえで、コンプライアンス体制は不可欠の要素です。こうした認識の下、JICAは、業務実施における行動理念をコンプライアンス・ポリシーとして定めています。

コンプライアンスは内部統制の目的の一つであり、コンプライアンス体制の適切な確保のために、法令・内部規程違反などを未然に防止し、組織全体として適切に対処するとともに、再発防止を目的とする事故報告制度と内部通報・外部通報制度を設けています。また、JICAの関連する事業において贈収賄などが行われないよう不正腐敗防止にも取り組んでいます。さらに、コンプライアンス・ポリシーや、遵守すべき法令、ルール、社会的要請などを整理・体系化し、多様な問題をわかりやすく解説したコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し、各役職員の行動上の指針としています。

コンプライアンスに関する諸事項を審議・検討するた

め、副理事長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を定期的で開催し、コンプライアンス関連事案の発生状況をモニタリングしています。

一方、リスクの特定・評価は内部統制の基本要素です。JICAは、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、中期計画などの組織の目標や計画を効果的かつ効率的に達成するにあたって、リスクへの対応体制を確保し、事業を確実に実施することを目的にリスクの特定・評価を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価したうえで、当該リスクに対する対応状況を確認しています。これらを踏まえ、JICA全体としての主要なリスクを分類し、理事会および内部統制担当理事を委員長として定期的で開催する「リスク管理委員会」において、それらのなかでも特に重大な「重大リスク」を特定し、各リスクへの取り組みを審議・検討することによって、組織的な対応強化を行っています。

2018年度の活動

2014年度に強化した不正腐敗情報相談窓口や内部通報・外部通報受付窓口を継続的に運用しています。あわせて、相手国政府や実施機関からの不当な要求を防止する環境を整備するため、研修や技術協力プロジェクトを活用して、不正腐敗防止に関する能力向上や相手国政府のガバナンス強化を支援しています。

また、企業などが不正行為に関与した場合、その契約をODA事業から除外したり、対象者をODA事業の契約から一定期間排除する制度について、グループ企業が関与した事案や外国で発生した不正腐敗行為に対しても効果的な対応ができるよう整備を進めました。

職員や関係者のコンプライアンス意識の醸成と不正の再発防止強化を促進するための研修、セミナーも実施しました。さらに、各部署におけるリスク自己点検と重大リスクに対する組織的な審議等により、リスク軽減へ向けた対応を強化しました。

金融リスク管理

有償資金協力業務(円借款など)を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、JICAでは一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権などを適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

1. 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体

系を適用して格付を付与し、随時見直しを行っています。

2. 資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、保有する債権などを適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要となります。JICAでは金融庁検査マニュアルを参照して、査定のための内部規定などを整備し、また、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。資産自己査定の結果は、資産内容の正確な把握を行うために利用されています。

3. 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパブリックなど国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得

る為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップなどを利用して為替リスクの回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行などの多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

安全管理

JICAは開発途上国において国際協力に取り組む関係者が、安全にかつ安心して活動できるよう、安全対策に取り組んでいます。2016年7月のダッカ襲撃テロ事件および南スーダンでの関係者の国外退避を契機に、関係企業・団体の要望などを受けて外務省と共に取りまとめた「国際協力事業安全対策会議 最終報告」を踏まえて、安全対策の強化を進めてきました。

そのうえで、2017年11月に「JICA安全対策宣言」^{*4}を公表し、以下3つの方針に基づいて事業関係者の安全確保に向けたさまざまな取り組みを行っています。

1. 危機管理意識を高め、脅威を未然に回避する
(危ない時に危ない場所に近づかない)
2. ハード・ソフト両面の防護能力を強化する
(脅威が迫ってきた場合に備える)
3. 危機発生時に迅速かつ的確に対応する
(危ない場面に直面しても冷静に行動する)

1. 危機管理意識を高め、脅威を未然に回避する

●情報の収集と総合化による分析と安全対策措置への適用

活動地域の治安情勢の見通しや国際テロ情勢などの変化に対応するため、常時情報の収集・分析を行っています。最新情報の迅速で的確な提供と、必要な対策の指示や注意喚起により、現地で活動する関係者がいち早く危

険を回避できるようになります。そのために、外部の危機管理コンサルタントなどの専門家や治安情報配信サービスとの契約を通じ、多様な情報を得て危機管理や情報分析の体制を強化しています。また、開発途上国で活動している国際機関と情報を共有し、日々の活動を通じて連携強化を図っています。こうして得た情報に基づき、活動地の脅威度を評価し、国別の安全対策措置(渡航措置および行動規範)に反映しています。

●安全管理に関する情報発信機能の強化

海外に渡航する関係者の安全確保のために、渡航時に守るべき行動のルールとして安全対策措置を定め、治安情勢の変化に応じた改定を適宜行っています。

2018年11月には、国際協力事業に関わっている企業や団体などの幅広い関係者がJICAウェブサイトの安全対策専用ページを通して、国別の安全対策措置だけでなく、安全対策マニュアルや各地域・国別の注意喚起情報などを入手できるようにしました。

2. ハード・ソフト両面における防護能力を強化する

●海外拠点における安全対策の強化

治安の急速な悪化や騒じょうなどの有事に備え、在外

^{*4} 詳しくは、<https://www.jica.go.jp/about/safety/declaration.html> をご覧ください。

事務所や宿舍の警備強化に取り組んでいます。

2018年度には、各事業の安全対策強化について、案件形成段階から適切な安全対策を検討するため、脅威度や事業タイプに応じた安全対策の参考情報を整理するとともに、審査体制を構築しました。また、2018年度は、実施中の事業サイトの安全対策を点検する安全評価調査を23カ国で実施しました。

●事業関係者に対する国内外での安全対策研修

2018年度は、国際協力事業に関わっている企業や団体などを広く対象とした安全対策研修を実施し、一般犯罪およびテロの動向やリスクに遭遇した際の対応について、実践的なセルフディフェンス・スキルを習得するための講義や実技訓練を行いました。また、新たに企業・団体の安全管理者向け研修を実施したほか、それら研修を東京以外の国内主要6都市でも行いました。2019年度には、ビデオ教材や理解度テストを含むウェブ上での研修教材の提供を予定しています。また、2003年から継続して、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) eCentre (タイ・バンコク) と連携し、セルフディフェンスおよび安全管理マネジメントの研修を実施しています。

2018年度安全対策研修・訓練開催実績

研修の種類	実施回数・国数	参加者数・閲覧数
講義 (国内)	33回	1,016名
実技 (国内)	12回	372名
実技 (海外)	13カ国	530名
(講義・実技合計参加者数)	—	1,918名
ウェブ研修	—	3,561アクセス



バングラデシュ：事業サイトで実施した安全対策研修

3. 危機発生時に迅速かつ的確に対応する

●危機発生に備えた訓練

緊急時には状況に応じた対応と関係者間の連携が不可欠です。そのため、有事や災害などの危機発生時に、事業関係者に迅速な情報伝達を行い、安否確認など適切な対応ができるよう全海外拠点で緊急連絡訓練を実施しています。

2018年度は、海外拠点や本部関係部を対象として海外緊急事態対応机上訓練や、海外での具体的な有事発生を想定した緊急事態対応シミュレーション訓練を実施。また、事業を本格再開した南スーダンで国外退避訓練を行いました。このように有事の際は、訓練を生かして迅速かつ的確な行動が取れるように備えています。

これらの訓練で得られた教訓などを基に緊急事態対応のためのマニュアルを改訂しました。リスクが高いとされる国では、安全対策担当者の増員を進め、現地での危機管理意識の向上と体制整備にも取り組んでいます。

●事業関係者の危機管理意識の醸成

安全対策強化の取り組みに加えて、継続して渡航前ブリーフィングや渡航後の巡回指導調査、安全対策連絡協議会開催などを通じて、事業関係者への安全対策指導や危機管理意識の喚起を図っています。そのほか、JICA本部では24時間待機体制で海外からの緊急連絡を確実に受け付け、迅速に初動対応ができるようにしています。また、平和構築・復興支援対象国などリスクの高い国で活動する事業関係者に対しては、特に治安情勢への留意と行動規範遵守の徹底を促すとともに、警備・防護体制の一層の強化を図っています。

情報セキュリティ・個人情報保護

JICAでは、情報セキュリティ・個人情報保護に関する規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、「サイバーセキュリティ基本法」に基づき決定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に準拠するべく、「情報セキュリティ管理規程」と「情報セキュリティ管理細則」を2017年4月に全面改正したうえで、準内部規程類も2018年に改正などを行い、関連の対策も講じるなど、一層の情報セキュリティの強化を図っています。

個人情報保護については、2018年5月にEUが施行した「一般データ保護規則」(General Data Protection Regulation: GDPR)に準拠するため、また同年10月に

総務省行政管理局長名で通知された「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を踏まえ、「個人情報保護に関する実施細則」を2018年12月に改正し、個人情報保護の強化を図っています。

従来にも増して情報セキュリティ・個人情報保護強化の必要性が高まるなか、役職員等向けの訓練・研修や日常的な情報提供・注意喚起、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム(Computer Security Incident Response Team: CSIRT)の整備・訓練などを実施し、さらなる強化に取り組んでいます。

情報公開

JICAでは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、以下の案内をはじめJICAウェブサイトなどで情報公開を行っています。

組織に関する情報

目的・業務の概要・国の施策との関係、組織概要、法令・規程集、役員の給与・退職手当の支給基準、職員の給与・退職手当の支給基準、事業継続計画など

業務に関する情報

事業報告書・業務実績報告書、中期目標・計画、年度計画など

財務に関する情報

決算公告など

組織・業務・財務についての評価・監査に関する情報

業績評価資料、行政評価及び監視報告書、会計検査報告書など

調達・契約に関する情報

随意契約に関する情報、入札状況一覧など

関連法人に関する情報

資金供給業務としての出資先、関連公益法人の状況など

もっと詳しく調べる

JICAウェブサイトの詳細をご覧ください。

情報公開について

→ [JICAウェブサイト](#) トップページ → 下部にある [情報公開](#) ボタン
<https://www.jica.go.jp/disc/index.html>

個人情報保護制度について

→ [JICAウェブサイト](#) トップページ → 下部にある [個人情報保護](#) ボタン
<https://www.jica.go.jp/disc/personal/index.html>

組織・業務運営の改善への取り組み

JICAは、中期目標・計画に基づき、組織・業務運営の改善に向けた取り組みを実施しています。なかでも重点的に対応すべき事項として、戦略的な事業運営のための組織基盤づくり、業務運営の効率化、適正化に取り組んでいます。

具体的な取り組みは、以下のとおりです。

戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

質の高いインフラ投資の推進と予算執行統制を強化するために、本部の組織編成の見直しを行いました。また、国内の多様な開発パートナーとの連携を促進・拡充するため、その中心的役割を担う民間連携事業部と国内事業部を、近隣オフィス街へのアクセスにも優れているJICA竹橋ビルに移転しました。

業務運営の効率化、適正化

JICAは、日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向け、固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直し、調達合理化・適正化を推進しています。

2018年度の主な取り組みとして、調達の改善では、海外・国内拠点の調達事務に関する参考資料の整備、本部からの巡回指導・研修などを通じた支援、調達の競争性向上に向けて外国籍人材および外国法人の競争参加資格に関する制限の大幅な緩和を実施しました。

環境への取り組み

JICAは、世界の一員として、持続的発展との調和を図りながら、人類すべての生命を取り巻く地球環境の保全に向け、環境問題への取り組みを積極的に進めています。2004年には、環境への取り組み方針を示した「JICA環境方針」を公表するとともに、環境マネジメントの国際規格であるISO14001を取得しました。その後、さまざまな環境課題や法規制に的確かつ柔軟に対応するため、2013年に独自の環境マネジメントシステムに移行し、取り組みを推進しています。

JICA環境方針

JICAは、独立行政法人国際協力機構法に明記された「開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通して、国際協力の促進ならびにわが国及び国際経済社会の健全な発展に資する」という使命に基づき、環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していき

ます。

具体的に、以下の活動を推進しています。

1. 国際協力を通じた環境対策の推進

ODAの実施機関として、日本政府の援助政策を踏まえ、環境の保全や改善に貢献する協力を推進します。

2. 環境啓発活動の推進

環境に関する知識・情報を集積し、人々の環境意識の向上を図ります。

3. オフィスおよび所有施設における環境配慮活動の推進

事務・事業の活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、環境に配慮した活動を推進します。

4. 環境法規制等の遵守

JICAが適用を受ける環境法規制等を遵守します。

詳細はJICAウェブサイトを参照ください。

→ [JICAウェブサイト](#)

<https://www.jica.go.jp/environment/index.html>